

風水害見舞金について

このたびの豪雨により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

火災共済契約者が風水害で被災した場合、共済金の支払いには該当しませんが、全壊、半壊、一部損壊のり災証明書をお持ちでかつ20万円以上の損害を受けられた方、もしくは床上浸水に該当される方に風水害見舞金をお支払いします。

風水害見舞金のお支払い額は風水害見舞金支給基準（ご契約のしおり参照）によるものとし、被災の日から起算して3年以内に当組合にご請求いただけます。

詳しいお手続きについては、電話0120-81-9431（平日9:00～17:30）までお問い合わせください。

2018年7月9日

神戸市民生活協同組合